

④機密文書リサイクルセンター 大分市大分流通業務団地1-3-14

▶ 機密文書リサイクルセンター



※機密文書リサイクルセンターにて認証取得

移動式裁断車



④機密文書リサイクルセンター

機密文書溶解装置



機密文書溶解完了



機密文書シュレッダー装置



機密文書裁断フロー



⑤三佐工場 (産業廃棄物 中間処理工場)

大分市三佐1324-1

▶ 三佐工場は2017年12月にオープン！



⑤三佐工場 (産業廃棄物 中間処理工場)

- ▶ 2019年4月リニューアルオープンしました！

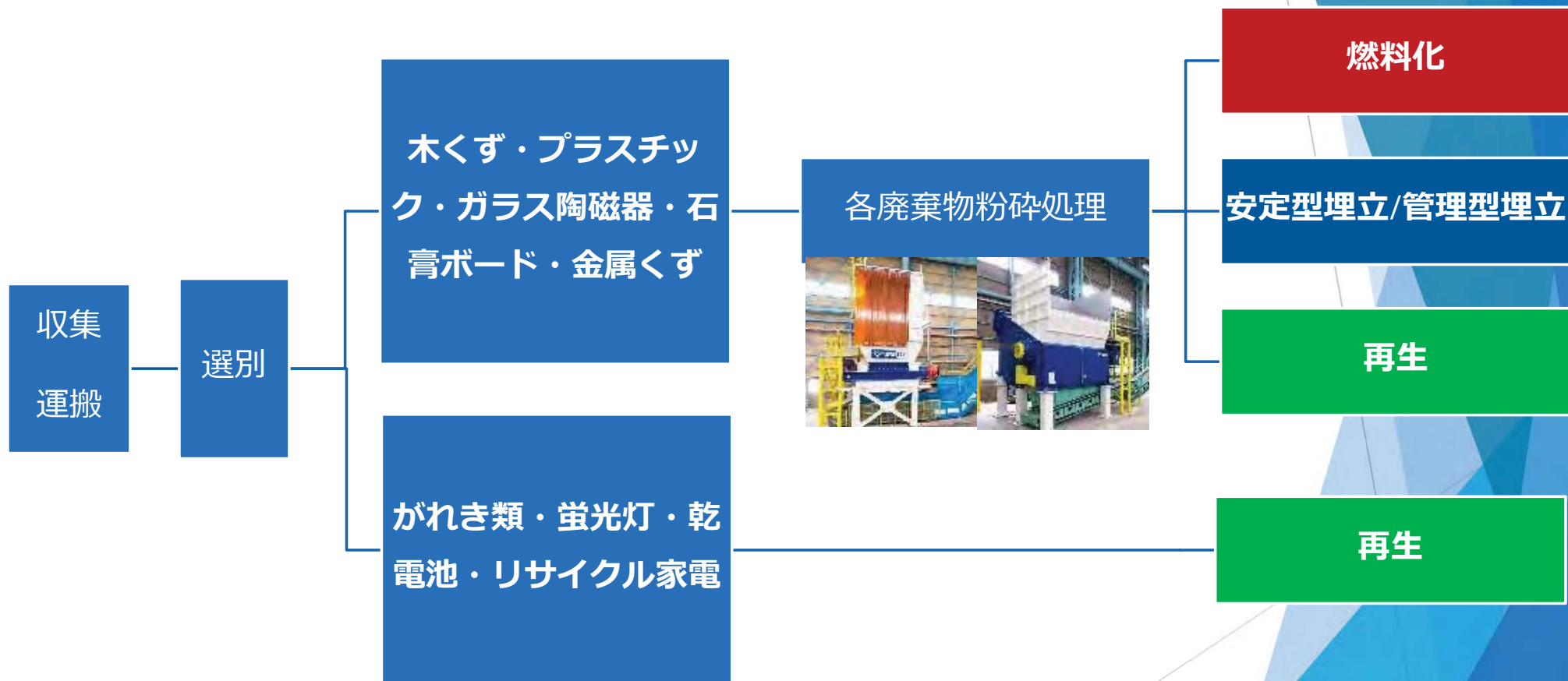


⑤三佐工場 (産業廃棄物 中間処理工場)

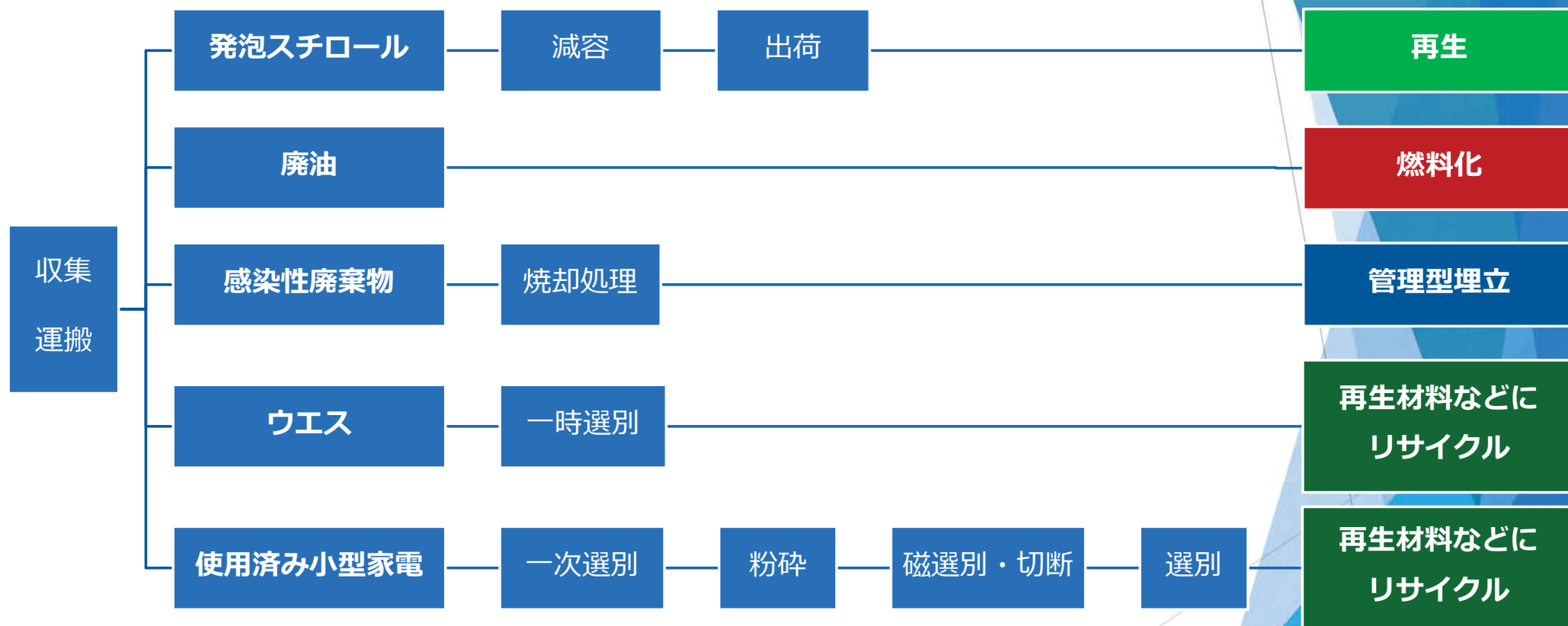
▶ 破碎機



産業廃棄物処理フロー



産業廃棄物処理フロー



本日の内容

▶ 1. (株)環境整備産業 会社概要

- ①本社・本社工場 ②業務一課・第一工場
- ④機密文書リサイクルセンター
- ⑤三佐工場

▶ 2. 食品リサイクル業の再生利用 ・堆肥化の報告

- ③食品リサイクル工場

▶ 3. 今後の取り組みについて

③食品リサイクル工場

大分市福宗久保鶴613-4



▶ 食品リサイクル工場

平成23年2月2日 落成式

環境整備産業の食品リサイクルにおける経過報告

- | | |
|--------------------------|---------|
| 1.食品リサイクル工場着工（飼料化施設） | 平成22年4月 |
| 2.食品リサイクル工場「飼料化施設」完成 | 平成23年4月 |
| 3.再生利用事業登録証明書（飼料化事業）登録 | 平成24年3月 |
| 4.食品リサイクル工場（肥料化事業）着手 | 平成25年6月 |
| 5.食品リサイクル工場「肥料化施設」完成 | 平成26年3月 |
| 6.再生利用事業登録証明書（飼料化事業）返納 | 平成27年6月 |
| 7.再生利用事業登録証明書（肥料化事業）登録 | 平成28年7月 |
| 8.食品リサイクル工場「肥料化施設増設事業着手」 | 令和元年7月 |

③食品リサイクル工場

▶ 工場造成地



2. 食品リサイクル工業の再生利用・堆肥化の報告

▶ 食品リサイクル法について（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

▶ 趣旨

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する。

リサイクル方法

1.飼料化 2.肥料化 3.メタン化 4.炭化 5.油脂化

食品リサイクル法



→ 食品の再生利用を推進する関係者と役割

食品廃棄物等の排出者である食品関連事業者、肥飼料化等を行う再生利用事業者、その利用者の農林漁業者等の三

者の連携により、食品循環資源の再生利用を推進します。



食品リサイクル法

前年度発生量
100トン以上の者

食品リサイクル法制度の仕組み

<取組担保措置>

基本方針の策定（法第3条）
→審議会の意見を聴取して策定

・食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標等
（我が国全体の中期的目標を業種別に策定）

食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の策定（法第7条）
→審議会の意見を聴取して策定

・基本方針の目標を達成するために取り組むべき措置等
（①食品関連事業者ごとの再生利用等の実施率目標、②発生抑制目標）

報告徴収・
立入検査
（法第24条）

指導・助言
（法第8条）
←判断基準を勧奨

勧告・命令等
（法第10条）
←判断基準に照らし
て著しく不十分

食品関連事業者
（法第2条第4項）
食品の製造、卸売、小売、外食
（法施行令第1条）
沿海旅客海運業、内陸水運業
結婚式場業、旅館業

うち食品廃棄物等の前年度の発生量100t以上の者
（FC事業の場合、本部+加盟者≥100t）
→法施行令第4条において発生量の要件を策定

「食品循環資源の再生利用等」の定義

- ①食品廃棄物等の発生の抑制
- ②食品循環資源の再生利用
（法第2条第5項）肥料・飼料
（法施行令第2条）
炭化燃料・還元剤、油脂・油脂
製品、エタノール、メタン
- ③食品循環資源の熱回収
（法第2条第6項）
→省令で基準を策定
- ④食品廃棄物等の減量
（法第2条第7項）
→省令で手法を特定

定期報告（法第9条）
→省令で報告事項、様式、
対象となるFC事業者の
要件を策定

<取組円滑化措置>

再生利用事業者の登録制度
（法第11条）
→省令で登録要件の詳細、必要書
類等を策定

登録再生利用事業者

食品循環資源

食品関連事業者

※登録を受けた事業者に対し、一般廃棄物の収集運搬における卸し地の許可不要など特例を用意

再生利用事業計画の認定制度
（法第19条）
→省令で認定要件の詳細、必要書類等を策定

食品関連事業者
（収集運搬業者）
食品循環資源

再生利用事業者
特定肥飼料等

特定農畜水産物等
農林漁業者等

※認定を受けた計画の範囲内において、一般廃棄物の収集運搬の許可を不要とするなど特例を用意

食品リサイクル法

○ 食品産業における食品リサイクルの現状

農林水産省
食料産業局

- ✓ 食品製造業から排出される廃棄物等は、量や性質が安定していることから、分別も容易で、栄養価を最も有効に活用できる飼料への再生利用が多い。
- ✓ 食品小売業や外食産業から排出される廃棄物等は、衛生上飼料や肥料に不向きなものも多く、焼却・埋立等により処分される量が多い。

食品廃棄物発生量
1,767万t
食品製造業が約8割

■ 平成29年度

(単位：万t)

業 種	食品廃棄物等の年間発生量												発生抑制 の実施量
	計	再生 利用	(用途別仕向先)						熱回 収	減量	再生 利用 以外	焼却・ 埋立等	
			飼料	肥料	メタン	油脂及 び油脂 製品	炭化して製造 される 燃料及 び還元 剤	エタ ノール					
食品製造業	1,411	1,125	880	170	46	27	2	0	44	161	38	43	230
食品卸売業	27	15	4	9	1	2	0	0	0	1	2	8	4
食品小売業	123	47	20	15	3	9	1	0	0	0	0	75	29
外食産業	206	42	10	20	1	11	0	0	0	2	1	162	34
食品産業計	1,767	1,230	913	214	51	49	3	0	44	164	41	288	296

目標

(令和元年→令和6年)

食品製造業 95%→**95%**
食品卸売業 70%→**75%**
食品小売業 55%→**60%**
外食産業 50%→**50%**

飼料化工場フロー (Food Factory Recycling Flow)

専用回収BOX



某大手スーパー

△△店

＊＊店

〇〇店

△△店

＊＊店

〇〇店

△△店

＊＊店

〇〇店

△△店

＊＊店

〇〇店

① 収集



② 運搬



食品リサイクル工場



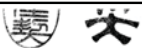
各種処理装置を設置

ゴミを「処理する」から、
飼料を「製造する」へ移行

環境問題への取り組み(Action to the environmental problem)

再生利用事業登録

飼料化返納


再生利用事業登録証明書

平成24年3月21日

大分県大分市大字下郡3260番地の10

株式会社環境整備産業
代表取締役 首藤 治郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条第1項の登録を受けた事業場であることを証する。

農林水産大臣 鹿野 道彦 

環境大臣 細野 豪志 

登録番号	44-3	登録年月日	平成24年3月21日
登録の有効期限	平成29年3月20日		
再生利用事業の内容	飼料化事業		
再生利用事業を行う事業場の所在地	大分県大分市大字福宗字久保鶴613番4、638番1、634番3、636番1		
再生利用事業を行う事業場の名称	株式会社環境整備産業 食品リサイクル工場		



肥料化登録


再生利用事業登録証明書

平成28年7月26日

大分県大分市大字下郡3260番地の10

株式会社環境整備産業
代表取締役 尾形 嘉博

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条第1項の登録を受けた事業場であることを証する。

九州農政局長 金丸 康夫 

九州地方農振事務所長 北沢 亮 

登録番号	44-4	登録年月日	平成28年7月26日
登録の有効期限	平成33年7月25日		
再生利用事業の内容	肥料化事業		
再生利用事業を行う事業場の所在地	大分県大分市大字福宗字久保鶴613番4、638番1、634番3、636番1		
再生利用事業を行う事業場の名称	株式会社環境整備産業 食品リサイクル工場		